

堺市のごみ処理状況について

1. 堺市のごみ処理について

(1) 収集運搬

市内で発生した家庭系ごみ及び事業系ごみの収集及び処理方法は次のとおり

家庭系ごみ		事業系ごみ	
生活ごみ	計画収集（週2回）	継続ごみ	申込制
缶・びん	計画収集（月2回）	許可業者搬入	各事業者の契約による
ペットボトル	計画収集（月2回）	直接搬入	清掃工場に自己搬入
プラスチック製容器包装	計画収集（週1回）		
小型金属	計画収集（月1回）		
古紙類（美原区）	計画収集（月1回）		
粗大ごみ	申込制		
蛍光管・乾電池・水銀体温計等	拠点回収		
使用済小型家電	拠点回収		
直接搬入	清掃工場に自己搬入		

環境系ごみ	
環境美化ごみ	申込制

(2) 中間処理

①焼却処理施設

焼却処理を行うごみについては、次の清掃工場でごみを高温で焼却処理するとともに、排水・排ガス処理設備等を設置し、公害防止に万全の対策を講じる。また、各焼却処理施設では、焼却時に発生する熱エネルギーの有効活用を図る。

	クリーンセンター東工場		クリーンセンター 臨海工場
	第一工場	第二工場	
竣工年	昭和 52 年	平成 9 年	平成 25 年
稼働年数	42 年	22 年	6 年
処理能力	300 トン/日	460 トン/日	450 トン/日
焼却方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	シャフト炉式全連続ガス 化溶解方式
余熱利用	蒸気外部供給	蒸気外部供給 蒸気タービンによる発電	蒸気タービンによる発電

②その他の主な施設

○リサイクルプラザ（資源化施設）

缶をアルミとスチールに、びんを無色、茶色、その他の色、混ガラス（破損などで手選別できなかったガラス）に選別し、品目別に再生資源事業者を引き渡している。

○クリーンセンター東工場貯留施設

ペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属を集積しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装については、品目別に圧縮・梱包等の中間処理を行う委託業者に、小型金属については、異物

を除去した後、再生資源事業者に引き渡している。

(3) 最終処分

ごみを焼却、減容化した後、最終的に発生する灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）で埋め立てている。

2. ごみの減量に向けた取組について

(1) ごみの減量化・リサイクル

①分別収集品目のリサイクル

缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属、古紙類（美原区で実施）の分別収集を行い、品目ごとに再資源化事業者等に引き渡し、リサイクルする。

②拠点回収品目のリサイクル

○使用済小型家電

貴金属、レアメタル等の資源の有効活用を図るため、再資源化事業者等に引き渡し、リサイクルする。

○蛍光管・乾電池・水銀体温計等

水銀を適正に回収可能な民間事業者等に処理を委託し、水銀を回収するとともに、ガラス、金属等をリサイクルする。

○インクカートリッジ

プリンターメーカー等が行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」により、プリンターメーカーに引き渡し、リサイクルする。

③堺市有価物集団回収報償金制度

自治会や子ども会などの地域の住民団体が自主的に行っている新聞、雑誌・その他古紙、段ボール、古布、紙パックに対し、報償金を交付している。

④その他

■溶融スラグ・メタルのリサイクル	クリーンセンター臨海工場において溶融処理を行い、溶融スラグは建設資材等に、溶融メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）等にリサイクルする。
■破砕施設からの鉄類等の回収	クリーンセンター東工場第一破砕施設において、家庭から排出される粗大ごみ等を破砕処理後、磁選機で鉄類を回収・売却し、リサイクルする。
■市役所におけるごみ減量化・リサイクルの推進	市役所内から排出される古紙を新聞、雑誌、段ボール、その他（再生紙、チラシ、パンフレット等）及びシュレッダーごみに分別し、再資源化事業者等に売却等し、リサイクルする。 市役所内入居事業者で、ストロー・スプーン・レジ袋等の使い捨てプラスチック削減に取り組む。職員による率先したマイボトル、マイスプーン・フォーク等の持参等を促進する。

(2) 市民への啓発

市民に対し、ごみの減量化・リサイクルを推進するため、ごみの4R運動を基本に、ごみや資源に関する情報発信や啓発活動を実施している。

【ごみの4R運動】

ごみの発生・排出抑制、減量化のための4つの「R」の実践を継続して推進する。

1. Refuse（リフューズ）：発生源でごみを断つ
2. Reduce（リデュース）：ごみとなるものを減量する
3. Reuse（リユース）：くり返し使う
4. Recycle（リサイクル）：再資源化する

【具体的な取組】

<p>■生きごみさん</p>	<p>広報さかいやホームページ等で公募し、「生きごみさん」の作り方・育て方についての講習会と、体験者による情報交換会を、各区役所等行う。</p> <p>※「生きごみさん」とは 段ボール箱の中で、米ぬかを活用し腐葉土中の微生物を活動させ、生ごみを減量・堆肥化する方法</p>
<p>■家庭系生ごみの減量対策の推進</p>	<p>生活ごみの約35%を占める生ごみについて、ホームページ・広報さかい・出前講座等の多様な手法を用いて、水切りの徹底や食品ロスの削減など生ごみの減量に関する啓発を行う。</p>
<p>■使い捨てプラスチック削減の推進</p>	<p>事業者・市民団体・行政で「使い捨てプラスチック削減に関する協定」を締結し、レジ袋を含む使い捨てプラスチック削減意識向上のため、事業者・市民団体とともに、マイバッグ携帯キャンペーンや広報さかいなどあらゆる情報媒体を利用した啓発を行う。</p>
<p>■「ごみの4R運動」を基本とした啓発活動の推進</p>	<p>出前講座※の実施及びごみに関するパンフレット等の作成、広報さかいへの特集の掲載、分別アプリの普及、動画を活用した市ホームページの拡充、各区民まつり等イベントへの出展や本庁舎内における定期的なパネル展開催など、積極的な啓発を行う。</p> <p>また、事業系ごみに関するセミナーの開催や啓発情報誌の発行を定期的に行う。</p> <p>※出前講座の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『ムーやんおしえて！「ごみ」って？』 ・『「ごみ」はどこへ行くの？』 ・『資源を守る！楽しい分別』 ・『生ごみ減量！！「生きごみさん」』 ・『もったいない！食品ロスは無（ム）がええやん♪』
<p>■環境教育の推進</p>	<p>○学校園での啓発 どこでもセミナーの内容を園児・小学生等向けにしたごみ減量出前講座を行う。授業参観等では、保護者も対象とした啓発を行う。</p> <p>○ごみ減量ポスター展 市内在住又は在学（園）の3歳から中学生までを対象に「ごみの減量」「分別・リサイクル」等ごみに関するポスターを募集し、審査・表彰を行う。</p> <p>○ごみ処理施設の見学 クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザで、施設見学や小学校の社会見学を行う。また、「ごみ処理施設見学会」として、市のごみ処理施設や大阪沖埋立処分場等の見学会も各区で親子を対象に行う。</p>
<p>■堺市ごみ減量化推進員制度</p>	<p>市民と市が協働してごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、校区自治連合会代表者が推薦する方にごみ減量化推進員を委嘱（任期2年）する。ごみ減量化推進員は、地域におけるリーダーとして、市民と市をつなぐ役割を担い、地域での啓発活動や減量化活動の充実を図る。</p>
<p>■堺市エコショップ制度</p>	<p>レジ袋の削減、食品ロスの削減、資源物等の店頭回収など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店や飲食店等を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信する。</p>
<p>■堺市食べきり協力店制度</p>	<p>食品ロスなど食品廃棄物の削減に向けて、小盛メニューの導入や食べ残しの削減の啓発などに取り組む飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、市民の各店舗の取組状況などの情報を発信する。</p>

(3) 事業系ごみ対策

事業者に対し、ごみの減量化・リサイクルを推進するため、ごみの減量に関する指導や啓発を実施している。

<p>■事業系大規模建築物におけるごみ減量化・適正排出の推進</p>	<p>事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルを図るとともに、適正処理を推進するため、事業用大規模建築物の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付ける。</p> <p>また事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取組が効果的なものとなるよう訪問指導及び助言を行う。</p> <p>【対象】・事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物 ・大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗</p>
<p>■事業系古紙回収協力事業所制度</p>	<p>事業系ごみの組成の中で大きな割合を占めると考えられる事業系古紙について、事業所で不要になった古紙を事業所に直接持ち込むことにより、リサイクルの推進を図る。</p>

【参考】平成30年度生活ごみ組成分析調査結果

平成30年度の調査結果では、生活ごみに混入する厨芥類（食品類）の重量割合は、30.9%であり、これは家庭での堆肥化・食べ残しの削減などによって減量化可能なものであった。

また、リサイクル可能なものは、紙類12.5%、繊維類0.4%、プラスチック類（ペットボトル、プラスチック製容器包装等）7.1%、金属類（缶、小型金属等）0.7%、ガラス類（びん）0.7%の合計21.4%となっている。これに厨芥類（食品類）等の34.1%を加えて、生活ごみに混入している減量化・リサイクルが可能なものは、55.5%であった。

